

重 要 事 項 説 明 書

((介護予防)) 短期入所生活介護サービス利用契約書)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第125条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 寿康会
法人所在地	静岡県駿東郡小山町小山255-2
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 大坪由里子
電話番号	0550-76-3388

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 徳風園
施設の所在地	静岡県駿東郡小山町小山255-2
施設長名	前 田 尚 美
電話番号	0550-76-3388
FAX番号	0550-76-3383

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		静岡県知事の事業者指定		利用 定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	令和5年4月15日	静岡県 2271301166	50人
施設	特別養護老人ホーム	平成29年5月1日	小山町 2271300069	29人
居宅	通所介護	平成30年3月1日	静岡県 2271300499	30人
	(介護予防) 短期入所生活介護	平成30年3月1日	静岡県 2271300499	5人
	(介護予防) 短期入所生活介護	令和5年4月15日	静岡県 2271301166	空床型

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法法令の趣旨にしたがって、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが、可能な限り継続で
-------	---

	きるよう、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る、また、利用者の生活の質の向上及び心身機能の維持向上を図ることを目的とし、各種サービスを提供します。
施設運営の方針	リハビリテーションを重視し、より活動的な日常生活が送れるよう、援助します。

5 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷地		7 0 7 7 . 9 9 m ²
建物	構造	S 造（準耐火建築）
	延べ床面積	3 3 4 4 . 7 9 m ²
	利用定員	5 0 名（（介護予防）短期入所は入院者の空き ベッド利用）

(1) 居 室

居室の種類	室数	面 積	1人当たり面積
個室	3 6 室	1 4 . 4 2 m ²	1 4 . 4 2 m ²
2人部屋	7 室	2 8 . 8 4 m ²	1 4 . 4 2 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	1人当たり面積等
食堂及び機能訓練室	2 室	2 4 3 . 0 5 m ²	4 . 8 m ²
一般浴室	1 室	2 7 . 0 7 m ²	
機械浴室	特殊浴槽	2 台	寝台浴 1、個浴 1
医務・看護室	1 室	1 7 . 4 7 m ²	
エレベーター	1 基		

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				事業者の 指定基準	保有資格
		常勤		非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
施設長	1		1			1	
生活相談員	2		2		1	1	介護支援専門員2
介護職員	2 0		11		9	1 6 . 7	介護福祉士11名
看護職員	2		2				看護師1名准看1

機能訓練指導員	1		1		1		准看護師
介護支援専門員	2		2			1以上	介護支援専門員
医師	1			1			内科
栄養士	1		1				管理栄養士
調理員	4		4				調理師4名
事務員	3		3				社会福祉主事1

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（9:00～17:30）常勤で勤務	4週6休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務	4週6休
介護職員	・早番（7:30～16:00） - 日勤（8:30～17:00） - 遅番A（10:30～19:00） - 遅番B（9:15～19:00） - 夜勤（17:00～9:40） ・昼間（7:30～17:40）は、原則7名勤務 ・夜間（19:00～7:30）は、2名勤務	原則として 4週6休
看護職員	・日勤A（7:30～16:30） - 遅番B（8:30～17:30） - 遅番C（9:30～18:30） ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	4週6休
機能訓練指導員	機能訓練は、週5日行います。	
介護支援専門員	生活相談員2名が兼務します。	
医師	週1日（火曜日）14:00～15:30まで勤務します。	
栄養士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務します。	4週6休
調理員	・早番（6:30～15:00）1名 - 遅番（10:20～18:50）2名の原則3名勤務します。	原則として 4週6休
事務員	・早番（8:30～17:30）祝祭日の日直も交代で勤務します。 ・遅番（9:30～18:30）勤務します。	4週6休

8 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の3か月前から受け付けております。

9 (介護予防)短期入所生活介護サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 要	利用料
食 事 の介助	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(但し、食材料費は給付対象外です。) ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30～ 8:15 昼食 12:00～12:45 夕食 18:00～18:45	介護報酬の告示上の額 (但し、法定代理受領の場合は居宅介護(支援)サービス基準額の1割相当、法定代理受領でない場合は、居宅介護(支援)サービス基準額相当額です。) 介護予防短期入所
排 泄 の介助	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、1日7回の交換を行うとともに、必要な場合は随時交換を行います。	一日単位 要支援1 451単位 要支援2 561単位 加算項目 機能訓練体制加算 12単位
入 浴 の介助	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、寝台浴槽での入浴も可能です。	サービス提供体制強化 加算 6単位
離床、着替え、整容等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は専用消毒機において適宜実施します。	送迎(片道) 184単位 特別な場合に掛かる費用 療養食 6単位 若年認知症利用者受入 加算 120単位 その他
機能訓練	・機能訓練指導員(准看護師)による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 ろくぼく、平行棒、プラットフォーム、	介護職員処遇改善加算 1000分の140 地域加算 1000分の17 が加算されます。

	リハビリ用階段、リハビリ用バイク、赤外線ランプ、ホットパック1式、メドマ一等々	27年8月より一定以上の所得のある方は2割負担となります。さらに30年8月からは3割負担の方もいらっしゃいます。介護保険負担割合証の提示が必要です。
健康管理	・嘱託医師により、週1回診察日を設定して健康管理に努めています。 ・2人の看護職員により、観察、疾病予防、健康管理に努めます。 ・また、緊急等必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 (当施設の嘱託医師) 氏 名：三瓶正史 診察科：内科（富士病院所属） 診察日：毎週金曜日 14:00～15:30	
相談及び援助	・当施設は、入所者及びその家族からのいかなる相談にも誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 介護長 湯山 生活相談員 勝又	
社会生活上の便宜 送迎	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備 大型テレビを食堂に、各居室に共用テレビを1台ずつ設置してありますが、ご希望により自分専用のテレビの持ち込みも可能です。(その場合同室者への迷惑には、配慮していただきます。) ・クラブ活動（カラオケ、書道、木工）、その他日常生活を活発化するための各種レクリエーション・作業 ・月1回の園遊会及び誕生会 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、施設が代行し、利用者及びご家族に報告いたします。 ・送迎をご希望の方にはリフト付き送迎車で送迎を実施します。	

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	利用料
食事の提供	・ 食事をした回数により負担していただきます。	朝食：450 円 昼食：720 円 夕食：630 円
おやつ代	・ 施設の共用のおやつを提供させていただきます。(献立によるおやつは、食事代に含まれています。) 糖尿病等で制限されている方はご相談ください。	一日：30 円
おしぼり タオル代	・ 食事の際の手拭き用、洗顔のできない方の顔拭き用として使用するリースのおしぼりタオル代をご負担いただきます。	1 本 8 円×使用数 (希望者のみ)
処置材料費	・ 利用者の身体に処置の必要な部位が認められ処置を行った場合使用した材料費の実費をご負担いただきます。 (原則的に利用中の処置材料はご用意いただきますが、利用者で用意のできない場合、緊急を要し必要とされる場合に発生します)	処置材料費の実費 (例) ガーゼ：1 枚 7 円～ 消毒薬付綿棒 ：1 本 6 円 (価格の変動あり) (希望者のみ)
理髪・美容	・ 毎月 1 回、介護職員の理髪サービスを無料で受けることができます。出入の理髪店のサービスは実費負担です。	無料又は実費 例 のはら理容 1650 円
日常生活品の 購入代行	・ 利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合には、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。 (申込先：生活相談員 望月 又は居室担当介護職員)	購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
洗 濯	・ 施設の洗濯サービスをご利用いただけます。	無料
滞在費 (室料負担額)	・ 多床室での光熱水費相当額をご負担いただきます。 介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。	第 1 段階 1 日 0 円 第 2 段階 1 日 430 円 第 3 段階 1 日 430 円 第 4 段階 1 日 915 円 個室第 1 段階 380 円 個室第 2 段階 480 円 個室第 3 段階 880 円 個室第 4 段階 1231 円

その他の費用	・日常生活上要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるもの。 ・施設の行事等に利用者が参加を希望された場合にかかる費用。	実費 材料費、飲食費などの実費
--------	--	------------------------

10 キャンセル料

キャンセル理由	キャンセル料
故意又は悪意による利用予約期間の取り消し	実際に利用した場合に施設が受けることのできる告示上の額
病気、その他身体的理由により利用ができなくなったとき	無料
ご家族の都合で利用が不用となったとき（期間の変更を含む。）但し、取り消し、期間の変更等が度々の場合は利用をお断りをする場合があります。	無料

11 苦情処理について

当施設ご利用相談室	苦情申立概要：苦情は、別に定める苦情受付マニュアルに基づき、苦情解決責任者（管理者）が必ず責任を持って解決いたします。当施設内で解決できない場合は、下記市町村窓口、国保連窓口に通報します。 苦情申立手順：窓口担当者にご相談→セクション会議→苦情解決責任者に報告→内部苦情処理委員会を行う→未解決なら第三者を含めた委員会を行う→行政・理事会等に報告 窓口担当者：生活相談員又は介護長 ご利用時間：毎日8：30～17：00 （日曜・祭日、年末年始を除く） ご利用方法：電話 76－3388 面接 直接相談員室にて 苦情箱 介護職員室前・玄関内に設置 第三者委員 遠藤博雄 小野一彦
市町村相談窓口 営業時間 8：30～17：15 土日祝を除く	各保険者の介護保険担当課 小山町：長寿介護課 長寿介護班 〒410－1304 小山町藤曲57－2 TEL 0550－76－6669 FAX 76－6671 御殿場市：長寿福祉課

	〒412 - 8601 御殿場市萩原483番地 TEL 0550 - 82 - 4134 FAX 84 - 1046
国保連相談窓口 営業時間 9:00～17:00 土日祝を除く	静岡県国民健康保険団体連合会 〒420 - 8558 静岡市春日町2-4-34 文書または電話で 苦情相談電話 TEL 054 - 253 - 5590

1.2 協力医療機関

医療機関の名称	富士病院
理事長	若林 良則
所在地	静岡県御殿場市新橋1784
電話番号	0550-83-3333
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、(糖尿病内科、皮膚科) その他
入院設備	ベッド数160床
救急指定の有無	有り
契約の概要	当施設と富士病院とは、入所者の検診のために週1回従業医師を派遣し、健康管理にあたる。

協力歯科医療機関

名 称	村井歯科医院
院 長 名	村井 恵太
所 在 地	駿東郡小山町吉久保447-3
電 話 番 号	0550-76-5300

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム 徳風園 消防計画」にのっとり対応いたします。			
近隣との協力関係	小山町小山一区の皆さんと合同訓練等重ねる。 また、夜間総合防災訓練には小山一区区長をはじめとする地域の方に参加してもらう。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム 徳風園 消防計画」にのっとり、年12回夜間及び昼間を想定した避難訓練等を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有り	防火扉	3カ所
	屋内消火栓	3カ所	非常階段	2カ所

	自動火災報知器	有り	避難用滑り台	有り
	非常通報装置	有り	誘導灯	有り
	ガス漏れ報知器	有り	非常用備蓄食品、水	7日分
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年2月24日 防火管理者：勝又伸幸			

1.4 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会時間を遵守し、面会簿に記載し、職員にお声掛け下さい。宿泊も可能です。
外出・外泊	外泊・外出の際は、外出届けを事務所まで提出していただき許可を取って下さい。
緊急時の医療機関への受診	利用中に医療機関への受診が必要になった場合は、ご家族に連絡し対応を協議します。必要があれば救急車の出動の要請や職員による医療機関への搬送をいたします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者に迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	利用開始時に所持物品をチェックさせていただきます。退所時に再度チェックしてお帰りいただきます。
現金等の管理	小遣いの管理はご自分でさせていただきます。小遣い管理ができない場合は金銭の持ち込みはしないで下さい。紛失しても責任は負えません。多額な金銭を居室内で持っていることは禁じます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

1.5 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等（通院を要した場合のみ）に連絡を

行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(3) ご利用者に対するサービス提供より発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。

(4) 事故に備えて、介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しています。

1.6 個人情報の使用

短期入所生活介護サービスの提供に当たって知り得た個人情報等をサービス担当者会議等で使用することがありますが、外部に漏らすことはありません。

1.7 第三者評価の受審の状況

積極的に受審していくよう努めます。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名_____氏名_____）から上記重要事項の説明を受けたことに同意します。また、サービス担当者会議等での個人情報の使用についても同意します。

令和_____年_____月_____日

利用者 住所_____

氏名 _____ 印

利用者の家族等 住所_____

氏名 _____ 印

続柄_____